

三次市空き家購入サポート事業補助金について

(地域振興部 定住対策・暮らし支援課)

【概要】

三次市空き家情報バンクの利用登録を行い、空き家情報バンクに登録のある空き家を購入し、生活に必要な部分の改修を行った場合、改修に要する費用の一部を補助します。

【補助率】費用の2分の1以内(上限150万円)

※世帯の中に小学生以下の者がいる場合、補助率は費用の3分の2以内(上限150万円)

●申請手続きの流れ

①補助金申請書(様式第1号)を提出(申請者⇒市)

| 準備する書類等 | 補足説明 |
|----------------|---|
| 売買契約書など | 建物の売買が確認できるもの。 |
| 位置図 | 対象建物の場所がわかるもの。(地図など) |
| 改修工事に関する詳細な見積書 | 改修工事の施工業者は、建築関連業者であって、市内に主たる事業所及び住所を有する個人又は市内に登録されている本店を有する法人に限ります。 |
| 工事概要のわかる平面図 | 空き家の間取り(平面図)に施工箇所を示すもの。 |
| 現況写真 | 改修工事する工事箇所の施工前の状況を撮影したもの。 |
| 住民票(戸籍の附表)など | 前住所と現住所がわかるもの。 |
| 住民登録確約書 | 申請時に住所が三次市外(前住所)の場合 |
| 世帯全員の住民票 | ・改修工事完成後に住民票を三次市へ異動する旨の確約書、及び申請者の所在を確認するため現住所の世帯全員の住民票を提出していただきます。 ・申請時に住民票が三次市にある場合は添付の必要ありません。 |
| コミュニティ活動確約書 | 地域のコミュニティ活動を積極的に取り組む旨の確約書を提出していただきます。(自治会、常会、区、消防団、女性会、老人クラブなど) |
| 滞納がないことの証明書など | 世帯員の納税義務者全員が、交付申請時に納付すべき納期限の到来した本市の市税、料を完納していることがわかるもの。 |

②補助金交付決定の通知(様式第2号)(市⇒申請者)

申請書類に不備等がなければ10日程度で通知します。

③工事着手

(※工事途中で申請時に提出した施工内容や補助金額の変更が伴う場合は、市に対して変更申請書を提出してください。⇒その場合内容を審査した上で②の書類を再度通知します。)

④工事完了

⑤施工業者へ工事代金を支払います。(申請者⇒施工業者)

⑥実績報告書（様式第5号）の提出（申請者⇒市）

| 準備する書類等 | 補足説明 |
|---------------|---------------------------------------|
| リフォーム工事後の完成写真 | 施工業者に用意するように伝えてください。 |
| 請求書 | 施工業者から申請者へ請求する請求書 |
| 領収書 | 申請者が施工業者へ支払った証明となる領収書 |
| 住民票（戸籍の附表）など | 前住所と現住所がわかるもの。申請時に住民票を移し提出されていけば不要です。 |

⑦現地検査（確認）

⑥の報告書が提出された後、申請内容どおり完了しているか確認するための現地検査を行います。

⑧補助金交付確定（様式第6号）の通知

⑦に不備等がなければ通知します。

⑨請求書の提出（様式第7号）（申請者⇒市）

申請者は⑧で通知した額を市へ請求します。

⑩補助金の交付（振込み）

市から申請者の口座へ補助金額を振り込み、全ての手続きが終了します。

工事の途中で工事内容の変更が生じた場合（工事着手後、変更が生じた時点で提出）

①-2 補助金変更申請書（様式第3号）を提出（申請者⇒市）

| 準備する書類等 | 補足説明 |
|-------------------|------------------------|
| リフォーム工事に関する詳細な見積書 | 当初の見積内容と変更箇所の違いが分かるもの。 |
| 工事概要のわかる平面図 | 当初の工事内容と変更箇所の違いが分かるもの。 |
| 現況写真 | 当初の工事内容と変更箇所の違いが分かるもの。 |

②-2 補助金交付決定通知書（様式第4号）の通知（市⇒申請者）

対象者の条件（次のすべてに当てはまる必要があります）

- ・三次市空き家情報バンク利用希望者に登録済みのもの
- ・購入日に市外に居住している者、又は市外から市内に転入し当該空き家を探すために要した期間が1年を経過しないもの
- ・当該空き家の所在地に住民登録した者又は登録する予定のもの
- ・地域のコミュニティ活動を積極的に取り組むことができるもの
- ・空き家の購入してから一年が経過しておらず、交付決定日から一年以内に事業が完了できる者。
- ・世帯全員が交付申請時に納付すべき納期限の到来した本市の市税、料を完納している者。
- ・上記の他、市長が適当と認めるもの

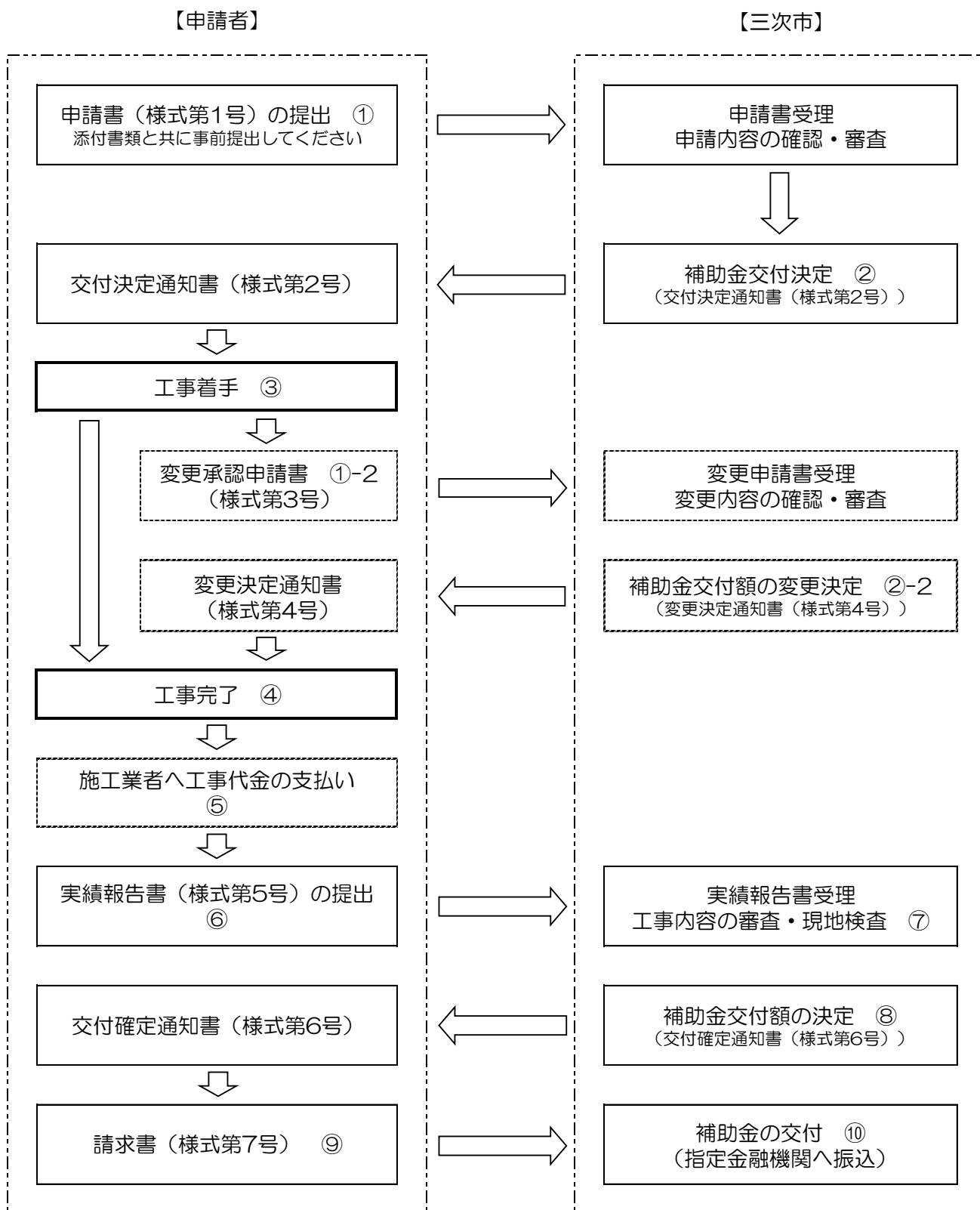
※予算の範囲内で補助金を交付しますので、場合によっては交付できない場合があります。

※現状の報告を定期的に行っていただきます。

※次のいずれかに該当したときは、補助金を返還していただきます。

- ・改修した箇所を5年以内に変更又は取壊しを行ったとき。
- ・改修した空き家を5年以内に転居又は転売したとき。

三次市空き家購入サポート事業（申請手続き～補助金交付までの流れ）



●お問い合わせ先

三次市地域振興部 定住対策・暮らし支援課 電話 0824-62-6129 FAX：0824-62-6235